

議案第 6 3 号

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第 1 条 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年日出町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「1 0, 6 0 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に改め、同表選挙立会人の項中「8, 8 0 0 円」を「8, 9 0 0 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「1 2, 6 0 0 円」を「1 2, 8 0 0 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「1 1, 1 0 0 円」を「1 1, 3 0 0 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「1 0, 7 0 0 円」を「1 0, 9 0 0 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9, 5 0 0 円」を「9, 6 0 0 円」に改め、同表開票管理者の項中「1 0, 6 0 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に改め、同表開票立会人の項中「8, 8 0 0 円」を「8, 9 0 0 円」に改め、同表心身障がい児適正就学指導委員の項中「心身障がい児適正就学指導委員」を「心身障がい児教育支援委員会委員」に改める。

第 2 条 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正す

る。

第1条中「日出町各種委員会委員等（以下「委員」という。）」を「、各種委員会委員等」に改める。

第2条第1項中「委員」を「執行機関である委員会又は委員」に、「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「前項」を「前各項」に、「委員を」を「これらの項に定める委員等（以下「委員等」という。）を」に改め、同項ただし書中「委員」を「委員等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 附属機関の委員その他の構成員の報酬は、別表第2のとおりとする。

3 投票管理者等の報酬は、別表第3のとおりとする。

4 特別職の職員で非常勤のもの（前3項に定める者を除く。）の報酬は、別表第4のとおりとする。

第3条第1項中「前条第1項」を「前条第3項」に、「別表」を「別表第3」に改め、同条第3項中「若しくは」を「又は」に改める。

第4条第1項中「委員」を「委員等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、翌月の末日までに支給することができる。

第4条第2項中「委員（非常勤職員を除く。）」を「委員等」に、「議会」を「議会の議員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「委員」を「委員等」に、「議会」を「議会の議員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、当該年度の末日までに一括して支給することができる。

第4条中第4項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員並びに農地利用最適化推進委員の加算額は、第2項の規定にかかわらず、3月に支給するものとする。

第5条第1項中「委員」を「委員等」に、「公務」を「職務」に、「その旅行について費用弁償として旅費を支給する」を「、その旅行に係る費用を

弁償する」に改め、同条第２項中「旅費」を「費用弁償」に、「別表のとおり」を「職員等の旅費に関する条例（昭和５９年日出町条例第６号）別表の町長、副町長、教育長の項に掲げる旅費相当額」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、町長が別に定める者に対する費用弁償の額は、同表の一般職の職員の項に掲げる旅費相当額とする。

第５条第３項中「職員等の旅費に関する条例（昭和５９年日出町条例第６号）第１９条及び」を削り、「日額」を「、費用弁償として１日当たり」に改め、同条第４項を次のように改める。

- ４ 選挙管理委員会の委員が、地方自治法第１８９条に規定する会議（定例会を除く。）又は調査等のため町内を旅行したときは、第２項の規定にかかわらず、費用弁償として１日当たり１,５００円を支給する。

第５条第５項中「職員等の旅費に関する条例第１９条及び」を削り、「日額」を「、費用弁償として１日当たり」に改め、同条第６項を次のように改める。

- ６ 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員が、次の各号に掲げる用務のため町内を旅行したときは、第２項の規定にかかわらず、費用弁償として当該各号に定める額を支給する。

（１） 農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２７条第１項に規定する総会以外の会議に出席し、又は同法第３５条第１項に規定する調査のため旅行したとき １日当たり１,５００円

（２） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１８条の規定により農地（採草放牧地を含む。）について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあっせんのため旅行したとき １日当たり２,８５０円

（３） 農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２５条の規定により農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、和解の仲介のため旅行したとき １日当たり２,８５０円

第5条第7項中「委員」を「委員等」に、「旅費」を「費用弁償」に、「一般職員」を「一般職の職員の旅費」に改め、同条第8項を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(報酬等の支払)

第6条 この条例に基づく報酬及び費用弁償は、現金で支払うものとする。

ただし、委員等からの申出により、報酬及び費用弁償の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

別表を削り、附則の次に別表として次の4表を加える。

別表第1 (第2条関係)

区分	報酬の額	
教育委員会委員	年	300,000円
選挙管理委員会委員長	年	125,000円
選挙管理委員会委員	年	114,000円
監査委員（識見を有する者）	月	37,000円
監査委員（議会選任者）	月	27,000円
農業委員会会長	基本額 月	21,000円
	加算額	予算に定められた範囲内で町長が定める額。ただし、月額7,000円を上限とする。
農業委員会会長職務代理者	基本額 月	17,250円
	加算額	予算に定められた範囲内で町長が定める額。ただし、月額7,000円を上限とする。
	基本額 月	16,000円
		予算に定められた範囲

農業委員会委員	加算額	内で町長が定める額。 ただし、月額7,000円を上限とする。
固定資産評価審査委員会委員	日	10,000円

別表第2（第2条関係）

区分	報酬の額
職員懲戒審査委員会委員	日 4,000円
特別職報酬等審議会委員	日 4,000円
公務災害補償等認定委員会委員	日 4,000円
公務災害補償等審査会委員	日 10,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日 10,000円
行政不服審査会委員	日 10,000円
男女共同参画審議会委員	日 4,000円
防災会議委員	日 4,000円
国民保護協議会委員	日 4,000円
総合計画審議会委員	日 4,000円
行財政改革審議会委員（行財政に関し高度の専門的な知識経験を有する者）	日 10,000円
行財政改革審議会委員（前項に掲げる者以外の者）	日 4,000円
協働指針策定委員会委員	日 4,000円
プロポーザル審査委員会委員	日 4,000円
人権施策推進審議会委員	日 4,000円
民生委員推薦会委員	日 4,000円
障害支援区分認定審査会会長	日 15,000円
障害支援区分認定審査会委員	日 13,000円
障がい者差別解消調整委員会委員	日 4,000円

予防接種健康被害調査委員会委員	日	4,000円
子ども・子育て会議委員	日	4,000円
国民健康保険運営協議会委員	日	4,000円
介護保険運営協議会委員	日	4,000円
介護保険事業計画等策定委員会委員	日	4,000円
環境保全審議会委員	日	4,000円
農業振興地域整備促進協議会委員	日	4,000円
農村地域産業導入促進審議会委員	日	4,000円
空家等対策推進協議会委員	日	4,000円
都市計画審議会委員	日	4,000円
日出城址 ^し 周辺景観審議会委員	日	4,000円
水道水源保護審議会委員	日	4,000円
教育委員会点検・評価第三者委員会委員	日	4,000円
学校運営協議会委員	年	12,000円
心身障がい児教育支援委員会委員	日	4,000円
中央公民館運営審議会委員	日	4,000円
地区公民館運営審議会委員	日	4,000円
視聴覚ライブラリー運営委員会委員	日	4,000円
学校給食センター運営委員会委員	日	4,000円
町立図書館協議会委員	日	4,000円

別表第3（第2条、第3条関係）

区分	報酬の額	
投票所の投票管理者	1回	12,800円
期日前投票所の投票管理者	1回	11,300円
開票管理者	1回	10,800円
選挙長	1回	10,800円
投票所の投票立会人	1回	10,900円

期日前投票所の投票立会人	1 回	9,600 円
開票立会人	1 回	8,900 円
選挙立会人	1 回	8,900 円
その他の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号の 2 に規定する職	予算に定められた範囲内で町長が定める額	

別表第 4（第 2 条関係）

区分	報酬の額	
産業医	年	52,000 円
農業委員会農地利用最適化推進委員	基本額 月	16,000 円
	加算額	予算に定められた範囲内で町長が定める額。 ただし、月額 7,000 円を上限とする。
学校医・学校歯科医（小学校及び中学校に置かれる者）	基本額 年	60,000 円
	加算額 児童 又は生徒 1 人 当たり年	80 円
学校医・学校歯科医（幼稚園に置かれる者）	基本額 年	24,000 円
	加算額 園児 1 人当たり年	80 円
学校薬剤師	年	28,000 円
学校評議員	年	9,000 円
社会教育委員	日	4,000 円
スポーツ推進委員	年	48,000 円
文化財保護委員	日	4,000 円
その他の地方公務員法第 3 条	予算に定められた範囲内で町長が定め	

第 3 項第 3 号に規定する職	る額
------------------	----

備考 学校医・学校歯科医の加算額は、毎年 5 月 1 日における児童、生徒又は園児の在籍数により算出する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(日出町農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

- 2 日出町農業振興地域整備促進協議会条例（昭和 5 0 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「日出町各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 2 年日出町条例第 4 号）」を「各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年日出町条例第 1 5 号）」に改める。

理 由

選挙長等の報酬の額を改め、及び地方公務員法等の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。